第16号様式(担保権付債権差押通知書)

|  |
| --- |
| 担保権付債権差押通知書 |
| 担保権設定者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日住(居)所小野町長　氏名氏名　　殿下記のとおり滞納者の滞納金額を徴収するため、担保権付債権を差し押えました。なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| (債権者)滞納者 | 住(居)所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 期別 | 納期限 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 滞納処分費 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 円 | 円 | 地方税法による金額 | 円 | 地方税法による金額 | 円 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 差押債権 | 債務者 | 住(居)所 | 　 | 氏名 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 差押年月日 | 　　　　年　　月　　日 | 担保権の順位 | 　 |
| 履行期限 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |

備考　「滞納処分費」欄に掲げた金額はこの通知書作成の日までのものです。

記載要領

一　この通知書は、徴収法第64条前段に規定する担保権付債権を差し押え、その担保権のある財産の所有者(第三債務者である場合を除く。)に対し、同条後段の規定により差し押えた旨を通知する場合に使用する。

二　「差押債権」欄の「担保権の順位」欄には、差押債権の担保として設定した抵当権等の登記順位を記載する。

三　「履行期限」欄の記載要領は、第3号様式の「差押調書」その2(債権用)の記載要領の四と同様である。